

## ポイント

(令和5年度林業信用保証料率算定委員会の結果)

## 1 趣旨

第5期中期目標において、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直しを行うこととされており、令和5年12月13日に保証料率算定委員会を開催し、点検を行った。

## 2 点検の結果

- これまで、本来適用されるべき保証料率を割り引いて適用する等の運用が広範に行われてきたため、令和3年度以降はこの是正に取り組んできたところ、令和4年度以降は、このような運用がなされておらず、保証料率水準の適切な点検ができる状況となった。
- 令和4年度の保証料率と過去10年の実績から算出した理論値とを比較した結果、リスクの高い格付の保証料率をリスクの低い格付が過度に負担している構造にあるとも言えることから、引き続き、期中管理の徹底等により、特にリスクの高い格付における代位弁済率の低減に取り組むことが必要である。
- その一方で、
  - ① 直近の業務収支は、バランスが取れる状況で安定しており、現時点で大きな問題はないこと
  - ② 特例保証料率の適用が是正され、1年が経過したばかりであり、直ちに保証料率を見直すことができないと考えられることから、令和6年度の保証料率は、現在の保証料率を据え置くこととする。

以上

## 令和5年度の林業信用保証料率に係る点検について

### 1 趣旨

林業信用保証における保証料率については、第5期中期目標において、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直すこととされている。

このため、本年度も林業信用保証料率算定委員会において、保証料率水準の点検を実施する。

#### <参考>独立行政法人農林漁業信用基金 第5期中期目標(抜粋)

##### 2-(2)-ア 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準を点検し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。

### 2 保証料率の設定の考え方

#### (1) 保証料率設定の基本的な考え方（理論値）

- ① 林業信用保証については、通常の保険制度と同様に、保証料収入及び求償権回収収入で代位弁済費を賄うことを原則としている。
- ② 収支均衡となる保証料率（理論値）は以下の理論式により算定される。

$$\text{理論値} = \text{代位弁済率} \times (1 - \text{回収率})$$

#### (2) 現行保証料率設定の考え方

林業信用保証においては、理論値に基づいて保証料率を設定すると、被保証者に過度な負担が生ずるため、国からの支援を前提に、理論値よりも一定程度低い保証料率（8区分）を一般資金・制度資金別に設定している。（表1）

こうした仕組みの下で、年度業務収支において、保証料・求償権回収による収入が代位弁済費支出を下回る場合は、国からの交付金が措置され、それにより、直ちに保証料率を引き上げることなく、林業者・木材産業者の保証料負担が緩和されることとなっている。

表1 林業信用保証の保証料率

格付	A	B1	B2	C1	C2	C3	D	E
一般資金	0.20%	0.40%	0.60%	0.90%	1.10%	1.30%	1.50%	1.80%
制度資金	0.15%	0.30%	0.45%	0.68%	0.83%	0.98%	1.13%	1.35%

### 3 保証料率水準及び業務収支の点検

#### (1) 現行保証料率と理論値との比較

これまで、保証引受に当たっては、特例保証料率の適用や制度資金における優遇料率の適用が一部で行われてきたことから、保証料率水準の適切な点検ができる状況になかったところであるが、昨年度の料率算定委員会において、令和4年度以降はこれらの新規適用がないことが確認されたところである。

このため、一般資金又は制度資金に区分した上で、格付ごとに、令和4年度の現行保証料率と平成25年度から令和4年度までの10年間の実績から算出した理論値とを比較した。

#### ア 一般資金

格付B2とEにおいて、現行保証料率を理論値が上回った。特に格付Eにおいては、理論値が現行保証料率の6倍以上となり、結果、一般資金平均は、現行保証料率は0.98%、理論値は1.78%となった。(図1)

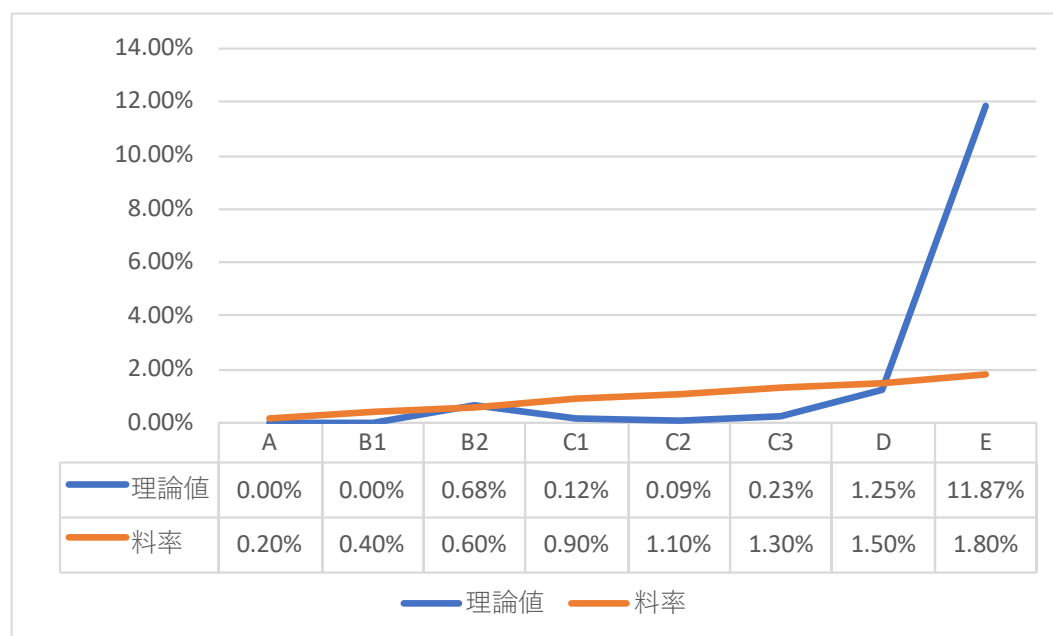


図1 現行保証料率と理論値との比較（一般資金）

## イ 制度資金

格付 C3、D 及び E において、現行保証料率を理論値が上回った。特に格付 E においては、理論値が現行保証料率の 4 倍以上となり、結果、制度資金平均は、現行保証料率は 0.73%、理論値は 1.12% となった。（図 2）

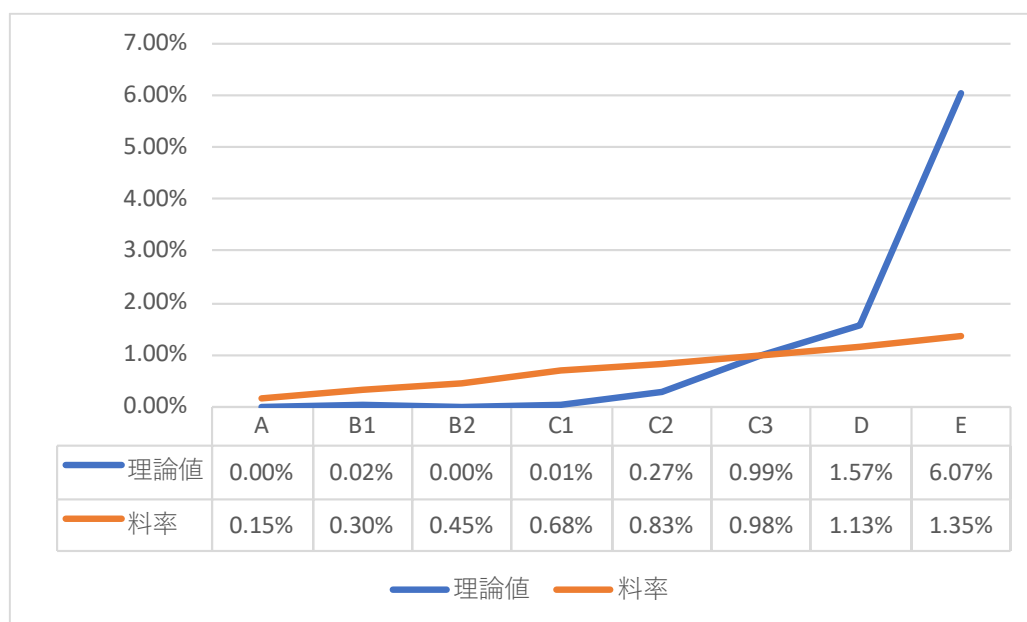


図 2 現行保証料率と理論値との比較（制度資金）

一般資金、制度資金ともに、リスクの低い格付においては、理論値が現行保証料率を下回る傾向にあったものの、リスクの高い格付においては、理論値が現行保証料率を著しく上回ったことにより、平均値で見ると、理論値が現行保証料率を上回っていることが確認された。

持続的かつ安定的に林業信用保証業務を運営する観点から、リスクに応じて均等に保証料を負担するものとして現行保証料率を設定している中で、現時点は、リスクの高い格付の保証料率をリスクの低い格付が過度に負担している構造にあるとも言えることから、引き続き、期中管理の徹底等により、特にリスクの高い格付における代位弁済率の低減に取り組むことが必要である。

### (2) 特例保証料率の現状把握

令和 5 年度上期において、特例保証料率を適用した新規案件は 0 件であった。

一方、令和 5 年度期首において、特例保証料率を適用した継続案件は、中小企業活性化協議会からの要請に応じた 1 先・5 件あったが、8 月に被保証者の財務内容に応じた保証料率を適用し適正化を図ったことから、令和 5 年 9 月末時点においては、特例保証料率を適用した継続案件も 0 件となった。

今後も、特例保証料率の適用状況について、関係者の情報共有を図るとともに、保証料率の適正化に取り組むことが必要である。

### (3) 業務収支の状況

保証料・求償権回収収入、代位弁済費支出に国からの交付金も含め、直近10年間（平成25年度～令和4年度）の業務収支の状況を見ると、次のとおりである。

- ・平成27年度以前は、代位弁済費支出が収入を大きく上回り、年度によっては交付金を含めた業務収支も赤字となった。
- ・平成28年度以降は、代位弁済費支出が減少したことにより、収支差赤字は3か年度で発生したものの、1～2億円程度に縮小し、交付金により赤字を補填できる状況になっている。

特に、近年は、全体の業務収支はバランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務収支全体には大きな問題はなく、保証料率そのものを見直すような差し迫った状況にはないと考えられる。（表2）

表2 業務収支の状況

単位：百万円

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収入	874	619	476	499	562	561	467	518	391	382
保証料収入	362	344	320	302	293	279	309	301	257	240
求償権回収収入	512	275	156	197	269	281	157	217	134	142
支出										
代位弁済費支出	1,425	581	1,177	687	673	525	642	419	116	260
収支差	▲551	38	▲701	▲188	▲111	36	▲175	99	276	122
政府事業交付金	446	134	532	208	122	13	188	78	24	22
業務収支	▲105	173	▲169	19	11	48	13	177	300	144

## 4 点検結果

保証料率については、格付ごとに見れば、リスクの高い格付の保証料率をリスクの低い格付が過度に負担している構造にあるとも言えることから、引き続き、期中管理の徹底等により、特にリスクの高い格付における代位弁済率の低減に取り組むことが必要である。

その一方で、①直近の業務収支は、バランスが取れる状況で安定しており、現時点で大きな問題はないこと、②特例保証料率の適用が是正され、1年が経過したばかりであることから、直ちに保証料率を見直すことができないと考えられるため、令和6年度の保証料率は、現在の保証料率を据え置くこととする。

以上